

第四百一十一号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。
附則に次の二項を加える。

5 給与条例付則第九項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

6 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者となす。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、教職調整額の計算の基礎となる給料月額の特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。